平成二十二年三月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

青森県規則第二十四号

(

青森県行政組織規則 (昭和三十六年二月青森県規則第十八号) の一部を次のように

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

号外第二十号

改正する。

平成二十二年 (水曜日)

委員」を削る。

同条の市町村振興課の項の第二十六号中「、市町村合併推進審議会、

市町村合併調整

同号の次

第十一条の人事課の項の第十一号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加え、

第九条第二項中「経理課及び出納課」を「会計管理課及び財務指導課」に改める。

第十一条の二の企画調整課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、

青森県行政組織規則の一部を改正する規則..... 訓 規 目 令 則 次

入

事

を加える。

の項中第四号を削り、

第五号を第四号とする。

第十三条のこどもみらい課の項の第九号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」

第十一条の二の企画調整課の項の第十二号中「の策定」を削り、同条の広報広聴課

に次の一号を加える。

十一 「生業づくり」の推進に関すること

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関

あおもり食品産業振興チーム設置規程..... 入

人づくり戦略チーム設置規程の一部を改正する訓令.......

同 껃

Ħ.

同

_ :

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程を廃止する訓

:

同

事

껃

課 :

二 「冬の農業」の推進に関すること。

から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条の農産園芸課の項中第五号を第六号と

第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

第十四条の構造政策課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号

までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。 第十五条の水産振興課の項中第二十五号を第二十六号とし、第七号から第二十四号

青森県水産業統計調査に関すること。

第十七条の二を次のように改める。

(出納局各課の分掌事務)

第十七条の二 出納局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

会計管理課

局内の人事、 組織、予算その他の庶務に関すること。

現金 (現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。) の出納

及び保管に関すること。

小切手の振出しに関すること。

兀 有価証券 (公有財産又は基金に属するものを含む。) の出納及び保管に関す

ること。

五 財産の記録管理に関すること。

七

決算の調製及び提出に関すること。

指定金融機関等に関すること(検査に関する事務を除く。

- 歳計現金の運用及び資金計画に関すること。 歳入歳出外現金の出納及び保管に関すること
- 証紙特別会計並びに証紙売りさばき人の指定及び取消しに関すること。
- 謝金等に係る源泉徴収に関すること。
- 物品の総括に関すること。

除く。) に関すること。 品の調達を除く。) 及び処分 化資金の貸付けに係る担保物件並びに林政課の分掌事務に係る生産品の処分を 物品の調達 (青森県物品調達規則別表の第二号から第七号までに掲げる物 (小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度

十四四 管理特別会計 (物品の購入に係るものに限る。) に関すること。

十 五 局内他課の主管に属しない事項に関すること。

財務指導課

- 財務事務の検査及び指導に関すること。
- 青森県財務規則に関すること。
- 支出負担行為の確認に関すること。
- 国庫に属する歳入、歳出及び決算に関すること。
- 指定金融機関等の検査に関すること。

海道新幹線に関する事項並びに」に改める。 項中「並行在来線調整監」を「新幹線・並行在来線調整監」に改め、同条第二項中 「並行在来線調整監は、」を「新幹線・並行在来線調整監は、東北新幹線延伸及び北 |十九条の二の三の見出しを「 (新幹線・並行在来線調整監) 」に改め、同条第 |

青

村振興課」に改め、 第二十条第二項中「市町村振興課」を「防災消防課」 第十九条の二の四を削り、第十九条の二の五を第十九条の二の四とする。 同条第三項中「、広報広聴課及び統計分析課」を「及び新幹線・ ΙĆ 「防災消防課」を「市町

を「医療薬務課及び保健衛生課」に、 システム課及び統計分析課」 「高齢福祉保険課、 ľ 「新幹線・交通政策課及び情報システム課」を「広報広聴課、 に改め、 同条第五項中「高齢福祉保険課及び障害福祉課」 「医療薬務課、 保健衛生課及びこどもみらい課」 情報

第二十条の四の次に次の一条を加える。

こどもみらい課及び障害福祉課」

に改める。

農商工連携推進監

第 一十条の五 農林水産部に農商工連携推進監を置く。

2 農商工連携推進監は、 農商工連携に関する事項を総括整理する。

第三十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

審査指導課を置く。 地域県民局 (東青地域県民局を除く。) の地域連携部の管理室に総務経理課及び

号の次に次の一号を加える。 号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、 第三十二条第一項中「第二号」 の 下 に 「及び第五号」 を加え、 「第六号」

五 財務事務の検査及び指導に関すること。

第三十二条第六項中「第三号」の下に「及び第六号」を加え、同項に次の一号を加

財務事務の検査及び指導に関すること。

を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。 的保育事業」に改め、同条第十二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、 第三十二条第九項第五号中「及び一時預かり事業」 を「、一時預かり事業及び家庭

総務経理課の分掌事務は、次のとおりとする。

12

地域連携部内の庶務に関すること。

局長印及び局印の管守に関すること。

合同庁舎の管理に関すること。

Ξ

兀 公舎の管理に関すること。

五 予算の執行に関すること。

審査指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

13

財務事務の検査及び指導に関すること。

条第三項及び第四項を削る。 る事務を除く。)」を加え、 を加え、同項第二号口を削り、同号八中「関すること」の下に「 (施設の整備に関す 第四十一条第二項第一号中「次のこと」の下に「(施設の整備に関する事務を除く。)」 同八を同号口とし、同号中二を八とし、ホを二とし、同

る職 (所長を除く。) 、青森県立美術館の項」に、 同条第二項中「第三十一条第四項」 「、第四十一条第三項」 第百二十六条第一項中「青森県立美術館の項」を「県外情報センター の項に規定す を削り、 同条第三項中「から第四項まで」を「、第三項及び第五項」に改め、 を削る。 を「第三十一条第五項」 「次長」 を「美術統括監」に改め、 に改め、 「、第四十一条

別表第一総務部人事課の項及び健康福祉部医療薬務課の項を削る。

別表第三地域県民局の地域連携部の項中「室長」の下に「、課長 (東青地域県民局

に改める。 報センター 中「次長」 を除く。)」を加え、 (三八地域県民局に限る。 を「次長二人」に改め、 を除く。)」を削り、 同表地域県民局の地域農林水産部の項中「、)」を削り、 同表青森県立美術館の項中「次長」を「美術統括監 同表県外情報センターの項中「 同表青森県立あすなろ医療療育センターの項 (青森県名古屋情 農産園芸推進監

別表第四第二号の表に次のように加える

別表第四第三号の表生涯職業能力開発推進監の項の次に次のように加える。 課長 美術統括監 当該課の事務を掌理する。

項を総括整理する。動への参画の支援に関する専門的事動への参画の支援に関する専門的事査研究その他県民の芸術に関する活美術品等の収集、保管、展示及び調

別表第六青森県市町村合併推進審議会の項及び青森県市町村合併調整委員の項を削 別表第四第三号の表農産園芸推進監の項を削る。

附 則

(施行期日)

1

- 賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部改正 この規則は、 平成二十二年四月一日から施行する。
- 賠償責任を有する補助職員を指定する規則 (昭和四十年十月青森県規則第八十三
- 号) の一部を次のように改正する。

2

表支出又は支払の項中「出納局出納課」を「出納局会計管理課」に改める。

(青森県災害対策本部に関する規則の一部改正)

青森県災害対策本部に関する規則 (昭和三十八年四月青森県規則第二十九号) の

部を次のように改正する。

3

第八条第一項中「経理課」 を「会計管理課」に改める。

訓

青森県訓令甲第三号

庁

各 出 先 機 関 般

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定

平成二十二年三月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

(青森県職員被服貸与規程の一 一部改正)

第一条 を次のように改正する。 青森県職員被服貸与規程 (昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号) の 部

別表第二中

	出納局経理課					
物品検収及びその他作業用			会計検査用及び倉庫用			
防寒衣	ゴム長靴	作業服	ゴム長靴	雨合羽	作業服	
- を						

出納局財務指導課 |納局会計管理課 会計検査用及び倉庫用 物品検収及びその他作業用 ゴム長靴 雨 作 防 ゴム長靴 合 寒 業 業 羽 服 衣 服

出

に改める。

(青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部改正

第二条 青森県民間資金等活用事業推進会議規程 (平成十四年五月青森県訓令甲第三

十一号)の一部を次のように改正する。 (青森県広報・広聴事務に関する規程の一部改正) 別表第一中 「出納局経理課長」を「出納局会計管理課長」に改める。

第三条 の 一部を次のように改正する。 青森県広報・広聴事務に関する規程 (平成元年三月青森県訓令甲第十二号)

第五条第一項中「経理課及び出納課」 を「会計管理課及び財務指導課」に改める。

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第四号

あおもり食品産業振興チーム設置規程を次のように定める。

県

平成二十二年三月三十一日

出 先 機 関 庁

中

般

各

青森県知事 Ξ 村

申

吾

附

則

あおもり食品産業振興チーム設置規程

青

森

第一条 農林水産部にあおもり食品産業振興チーム (以下「振興チーム」という。)

を置く。

(所掌事務)

第二条 振興チームは、 次の事務を所掌する。

食品産業の振興方針の策定に関すること。

食品産業の振興に係る支援に関すること。

(振興チームの職等)

振興チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、振興チームの事務を掌理し、 所属の職員を

指揮監督する。

第四条 の他の職員を置く。 振興チームに必要に応じ総括副参事、 副参事、 総括主幹、 主幹、 主査及びそ

> 2 ついて企画、 総括副参事は、上司の命を受け、 調査及び立案を行う。 振興チームの所掌事務に係る特に重要な事項に

3 画 副参事は、 調査及び立案を行う。 上司の命を受け、 振興チームの所掌事務に係る重要な事項について企

4 総括主幹は、上司の命を受け、 振興チームの所掌事務に係る重要な企画 調査及

び立案に当たる。

5 たる。 主幹は、上司の命を受け、 振興チームの所掌事務に係る企画、 調査及び立案に当

主査は、 上司の命を受け、重要な事務を処理する

振興チームの事務に従事する。

(振興チームの担当次長等 その他の職員は、上司の命を受け、

7

6

第五条 農林水産部の次長のうち総合販売戦略課に係る事務を整理する次長は、 部長

を補佐し、振興チームに係る事務を整理する。

2 もって充てられる報道監は、振興チームの広報及び広聴に関する事項を総括整理す 農林水産部の報道監のうち振興チームに係る事務を整理する次長の職にある者を

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 各

先 関 般

出

機

人づくり戦略チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

人づくり戦略チーム設置規程の一部を改正する訓令

ように改正する。 人づくり戦略チーム 設置規程 (平成十八年三月青森県訓令甲第七号)の 一部を次の

第二条第一号中「人材の育成、 少子化への対応その他の人づくり」を「「人財」 の

育成」に改め、同条第二号及び第三号中「人づくり」を「「人財」の育成」に改める。 第五条第一項中「企画調整課」を「広報広聴課」に改める。

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中

出 先 機 関 般

各

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

十五号) は、廃止する。 あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程 (平成十三年十二月青森県訓令甲第四

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程を廃止する訓令

附

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 |

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行